

Title	和田英夫編著『例解行政法』
Sub Title	H. Wada (ed.) : Cases and materials of administrative law
Author	田口, 精一(Taguchi, Seiichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.10 (1961. 10) ,p.110- 112
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19611015-0110

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

和田英夫編著

『例解行政法』

法律學のうちで、行政法が難解なものの一つであることは、いまでもないが、特に行政法に關する知識は、抽象的なものを學ぶのみでは十分に會得できないのであつて、どうしても抽象的な一般原理が、行政法上の問題のなかで、實際にどのように働いているかということを、具體的に考察することが必要となるのである。したがつて各自は、行政法に關する一般的な知識を學んだならば、それを實際にあたえられた問題を解くために活用して、獨自の判斷を下してみるべきであり、そしてさらに、そのような結論を導くに到つた自己の知識について、反省を加えるというように、常に一般的抽象的なものと、具體的實際的な問題とを關連させて考察を進めるといふ、實踐的な研究態度およびその能力を養うように努めなければ、行政法に關する生きた知識を得ることは不可能であるといわなければ

ばならない。本書は、このような能力を身につけようとする讀者の期待に應じ、また右のような實踐的な研究の機會を讀者にあたえるために、行政法に關する多くの問題のなから、特に重要であると思われるものを、試験問題の出題の型で配列し、そして各問題に對しては、その解答として簡潔適切な説明を付しているのである。しかし本書は、いわゆる斷片的な説明を羅列したにすぎない模範解答集の類とことなり、右の多くの問題を行政法學の體系にもとづいて分類し、各題については、多くの學說判例および行政實例等を引用しながら説明をおこなつているのであつて、行政法の總論に關するなかなか内容の豊富な解説書としての役割をも果しているのである。本書に收録されている問題は、全部で八七題、各題にはさらに數箇の類題が付せられているが、それらは、いずれも學界ないしは實務上問題となつているものなから選擇されたものであつて、これらの多くの問題を通覽しただけでも、讀者は、行政法學における問題點ないしは重要な論點が、どこにあるかということを知ることができらるであらう。

本書は、二編一章からなる。第一編は、行政法序論と題して、行政の意義、行政法の意義・特色および行政法學、そして行政法の法源および効力の三章にわけられ、各章に關する問題およびそれらについての解説が收められている。第二編は、行政法總論に關する

各部の説明であつて、行政上の法律關係、行政行爲、行政立法、行政審判、行政強制、行政罰、行政上の損害賠償と損失補償、および行政訴訟の各章に區分され、それぞれ基本的な重要問題が掲げられている。これらについての解説は、編著者のほかに八名の執筆者によつて分擔されているが、問題の選擇、出題の形式等については、まず妥當適切であるといえるものであつて、各問題についての解説も、執筆者がいたずらに自説の主張にはしることもなく、多くの學說判例等を紹介しながら、讀者に對して、行政法に關する現在の學問的水準を理解せよとする各執筆者の努力が、十分にうかがわれるのであつて、公正妥當なものであると考えられる。ただ各項についての解説が、個々の出題に對する解答をしめすというふうな型で編集されているので、各説明の相互間の體系的な關連を、明確にとらえることが困難になるということが考えられるが、これをさけるために、各章の冒頭には總括的な概説が掲げられているのであつて、讀者が斷片的な知識しか得られないというふうなことの無いように、考慮が拂われているのである。本書の各部は、執筆者によつて分擔されているので、全體としての統一という點からみれば、若干の不均衡はやむを得ないことであつたかもしれない。しかし問題の配分なり、また各題についての解説の分量等は、共同執筆の編集方針によつたものとしては、まず均衡のとれたものであるといわれ

るべきであつて、一應成功したものであるとみることができよう。ただ全體としての印象は、問題が少し多すぎはしなかつたか、そしてこのために、各題の解説に若干説明の不足な部分がなかつたかというのである。場合によつては、主問題の數を減らしてこれを類題にまわし、これによつて解説の部分をなお充實させるべきではなかつたかとも思われる。しかし本書の目的が、あくまでも讀者に對して自主的な學習の糸口をあたえようとするものであり、また實際におこなわれている各種試験における答案の分量というものを考慮に入れて、各解説の分量をきめたものであるとすれば、説明の内容も、この程度のものに止めざるを得なかつたのかもしれない。なお卷末に参考文献と事項索引が附せられているが、欲をいへば、各解説の終の部分にでも若干の主要文献、二三の雜誌論文等が掲げてあつたならば、讀者にとつて一層便利なものとなつていたであらう。

本書について注意すべきことは、これが、あくまでも基本的な知識を得るための教科書ないしは概説書ではなく、一種のケースブックに準ずるものとして、既に得た行政法に關する知識を、いかに活用すべきかということについての各自の修練の材料として、利用すべきものであるということである。問題についての解答が得られるというところから、讀者が、安直にその結論のみを斷片的にあさる

ということに止まるならば、本書の価値は、まったくうしなわれてしまうであろう。讀者としては、各問題について、その解説を参考資料としながら、各自の解答を自ら考えるべきであり、さらに進んでは、本書に掲げられた問題のうち若干のものについて、理論的な研究をつけ、これを論文にまとめてみるというような態度をもつて、本書に向うべきであろう。いづれにせよ、本書は學生にとつて、或は實務家にとつて、またゼミナール等の教材として、その使用方法を誤まらないならば、極めて利用価値の高いものとして、ここに紹介した次第である。(青林書院刊・定價七八〇圓)

(田口精一)